

次期 ESD 国内実施計画の柱立て（たたき台）

令和 2 年 12 月 10 日
文部科学省・環境省

1. 序

(1) ESD の意義

- ・「持続可能な開発のための教育（ESD）」とは、人類が将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保できるよう、気候変動、生物多様性の喪失、資源の枯渇、貧困の拡大等、人類の開発活動に起因する現代社会における様々な問題を、各人が自らの問題として主体的に捉え、身近なところから取り組むことで、それらの問題の解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたらし、もって持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習・教育活動。
- ・2015 年 9 月、国連はアジェンダ 2030 を採択し、人類が持続的かつ強靱な発展経路に移行するために経済・社会・環境の三側面を調和させる、「持続可能な開発目標（SDGs）」を示した。
- ・「ウィズコロナ」、アフターコロナにおける持続可能な社会の在り方が問われる中で、持続可能な開発のためには、一人一人が自らの行動を変革し社会に働きかけていく必要があり、ESD の重要性はより一層高まりつつある。

(2) 「持続可能な開発のための教育（ESD）に関するグローバル・アクション・プログラム（GAP）」の取組とその成果及び課題

- ・国連持続可能な開発のための教育の 10 年を踏まえ、2015 年より「持続可能な開発のための教育に関するグローバル・アクション・プログラム（GAP）」が開始。
- ・これを受けて日本では 2016 年に ESD の国内実施計画を策定し、優先行動分野の推進、ステークホルダーのコミットメントの促進等を基本的考え方として ESD を推進してきたところ。GAP 期間の最終年である 2019 年には国内実施計画に係るレビューを実施し、後述の ESD for 2030 を踏まえつつ、様々なステークホルダーと連携した施策の展開していくことや、優良事例の横展開を含めた国内外への情報発信機能の強化を行っていくこと等が求められている。

(3) 「持続可能な開発のための教育：SDGs 実現に向けて（ESD for 2030）」の策定

- ・SDGs においては、ESD はターゲット 4.7 に記載されているが、2019 年の第 74 回国連総会において、ESD が全ての SDGs の達成の鍵であるとされ、ESD は SDGs のターゲットの 1 つであるだけでなく、SDGs 全体を支えるものとしても位置付けられた。
- ・そのような動きも踏まえ、2020 年～2030 年までを期限とし、ESD と SDGs を結び付けることの重要性を強調しつつ、GAP の後継プログラムとして 2019 年に ESD for 2030 が策定された。
- ・ESD for 2030 では、ESD を強化し、17 の SDGs の実現に貢献することを通じて、より公正で持続可能な世界を構築することを目指すことが目的とされている。
- ・特徴として、①SDGs の 17 全ての目標実現に向けた教育の役割を強調、②持続可能な開発に向けた大きな変革への重点化、③ユネスコ加盟国によるリーダーシップへの重点化があげられている。
- ・また、5 つの優先行動分野を継続しつつ、実施へのメカニズムとして、①国レベルでの ESD for 2030 の実施（国内イニシアチブの設定）、②パートナーシップとコラボレーション、③行動を促すための普及活動、④新たな課題や傾向の追跡、⑤財政資源の動員、⑥進捗モニタリングに言及がある。

2. 基本的考え方

(1) ESD と SDGs の繋がりの強化（新規）

- ・全ての ESD 活動が SDGs の実現に貢献していることを前提に、より SDGs に明確に言及し、積極的に役割が果たされるよう施策を展開していく。
- ・多様なステークホルダー間の連携にあたっては、ESD コミュニティに限らず、持続可能な開発コミュニティや SDGs コミュニティも含めた、さらに広範なパートナーシップを発展させていくとともに、各ステークホルダーの普及・啓発活動の中で、全ての SDGs を実現するものとしての ESD の役割を強調する。

(2) ステークホルダー間のパートナーシップの促進（新規）

- ・ESD for 2030 では、加盟国は、SDGs に関する国内の枠組みに関連して、各分野のステークホルダーを動員し、協調戦略の下で協働型ネットワークの構築を支援することが求められている。
- ・国際機関、地方自治体、NGO/NPO、公益法人、企業、メディア、研究機関、学校を含む教育機関、教員を含む個人など、関係する全てのステークホルダーを巻き込みながら ESD を展開していく。
- ・また、分野間でのパートナーシップを促進するために、各ステークホルダーの取組に関する情報発信を強化する。

(3) 優先行動分野の推進

- ・本実施計画においては、ESD for 2030 の目的に沿って、以下の 5 つの優先行動分野の下での各ステークホルダーのコミットメントに資する計画を示す。
 - 1) 政策の推進（ESD の政策への取り込み）
 - 2) 学習環境の変革（機関包括型アプローチの実施）
 - 3) 教育者の能力構築（ESD を実践する教育者の育成）
 - 4) ユースのエンパワーメントと動員（ESD を通じて持続可能な開発のための変革を進める若者の参加の支援）
 - 5) 地域レベルでの活動の促進（ESD を通じた持続可能な地域づくりの促進）

3. 本実施計画の位置づけと実施体制

- ・本実施計画は「持続可能な開発のための教育に関する関係省庁連絡会議（ESD 関係省庁連絡会議）」において、5 つの優先行動分野の下での政府を含む各ステークホルダーのコミットメントに資する計画を示すためのもの。
- ・各省庁が緊密に連携し、所管する分野における ESD の普及・推進に努めるとともに、「持続可能な開発のための教育円卓会議（ESD 円卓会議）」や、日本ユネスコ国内委員会において、ESD の推進方策について意見交換を行うなど、幅広い関係者の意見を聴取しつつ、本実施計画の下で取組を実施する。

4. ステークホルダーの取組

※基本的考え方に基づき、5 つの優先行動分野に沿って各省庁・団体の施策を記載予定。

以下には参考までに前回の国内実施計画に記載されていた施策を記載している。

(1) 政策的支援（ESD に対する政策的支援）

- a) 教育政策への ESD の位置づけに関すること
 - ・ ESD に関する参考資料の作成・活用と教員研修の実施
 - ・体験活動を通じた ESD の推進

- b) 持続可能な開発に関する政策への ESD の反映に関すること
 - ・ 地域の実情を踏まえた幅広い実践的な環境人材の育成
 - ・ 多様な分野における広報啓発活動等の実施
 - ・ 多様な環境における学習機会の提供
- c) 多様なステークホルダーの連携の促進に関すること
 - ・ 全国的な ESD 支援のためのネットワーク機能の体制整備
 - ・ 環境人材育成コンソーシアムとの連携
 - ・ ESD コンソーシアム事業の拡充
- d) 国際的な ESD の推進等に関すること
 - ・ ESD に関する政策的な取組
 - ・ 国際機関を通じた ESD の推進
 - ・ 海外諸国との連携

(2) 機関包括型アプローチ (ESD への包括的取組)

- ・ 教科横断的なカリキュラムづくりを含む、学校における機関包括型アプローチの推進、ネットワークの形成・強化
- ・ モデル校等の育成

(3) 教育者 (ESD を実践する教育者の育成)

- ・ 教職員研修
- ・ 教職員を対象とした交流
- ・ ESD の実践者を支援する者の育成
- ・ ESD に関する学習資料等の収集・作成・提供

(4) ユース (ESD への若者の参加の支援)

- ・ ユースフォーラムの開催等、国内外の若者が ESD 推進に参画する取組の支援
- ・ 体験活動推進プロジェクト等の充実
- ・ 青少年の国際交流の推進
- ・ 全国ユース環境ネットワーク促進事業の実施

(5) 地域コミュニティ (ESD を通じた持続可能な地域づくりの参加の促進)

- ・ 全国的な ESD 支援のためのネットワーク機能の体制整備【再掲】
- ・ 地方環境パートナーシップオフィス等におけるコーディネートの推進
- ・ ESD コンソーシアム事業の拡充【再掲】
- ・ 地域の身近な場における ESD の取組の推進
- ・ ASPUnivNet を通じたユネスコスクールと大学との連携強化【再掲】
- ・ 地域レベルでのネットワークの形成や学習の機会の提供

5. 実施のためのメカニズム (重点実施領域)

(1) ステークホルダーのネットワーク・情報発信の強化 (新規)

- ・ 5 つの優先行動分野における取組を着実に実施するため、分野を超えた協力の促進に資する多様なステークホルダーから成る重層的なネットワーク形成を推進する。
- ・ ESD 活動がすべての SDGs のゴールを実現するものであることを強調し、広報・普及活動に取り組む。

(2) 点検・評価

- ・ ESD 円卓会議や日本ユネスコ国内委員会を活用するなどして、ESD 関係省庁連絡会議において本実施計画に基づく施策の進捗状況の点検・見直しに努める。
- ・ 2025 年に中間的なレビュー、2029 年に総括的なレビューを行う。最終年における評価は、2030 年以降の ESD の更なる効果的な推進につながるよう実施するものとする。
- ・ ESD for 2030 の実施期間中においても、国内の環境、経済、社会の情勢の変化や国際的潮流の動向等を注視し、必要に応じて本実施計画の見直しを検討する。

(以上)